

保育士修学資金



返還の債務の当然免除にかかる 当該施設及び事業

★ 職種は“保育士”または保育教諭として採用されることが条件です。

沖縄県内の当該施設及び事業名

(児童福祉法第7条に規定)「児童福祉施設(保育所を含む)」は下記の施設となります。

- 1.助産施設
- 2.乳児院
- 3.母子生活支援施設
- 4.(認可)保育施設
- 5.幼保連携型認定こども園
- 6.児童厚生施設
- 7.児童養護施設
- 8.障害児入所施設
- 9.児童発達支援センター
- 10.児童心理治療施設
- 11.児童自立支援施設
- 12.児童家庭支援センター

(児童福祉法第6条の3第9項から12項の業務とは下記の事業となります。)

- 1.家庭的保育事業
- 2.小規模保育事業
- 3.居宅訪問型保育事業
- 4.事業所内保育事業



幼稚園教諭
の採用は
対象外です

この他、対象施設及び事業は下記の通りとなります。

- 1.児童発達支援
- 2.放課後デイサービス
- 3.幼稚園(要件有り)
- 4.認定こども園
- 5.認可外保育施設のうち、(沖縄県または各市町村へ)届出をされた施設
(※不明な場合はお問い合わせください。)
- 6.放課後児童健全育成事業(学童)
- 7.病児保育事業
- 8.一時預かり事業
- 9.その他

◎詳しくは本会の保育士修学資金貸付要項(別表)をご確認ください。

沖縄県社会福祉協議会・福祉人材研修センター TEL:098-882-5703